

京都市西京区桂坂あかしあ地区建築協定

建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛二丁目の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）及び京都市建築協定条例に基づき、第4条第1項に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準について協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■ 建築物の敷地に関する基準

第7条 建築物の敷地面積は、110平方メートル以上でなければならない。（2戸建て専用住宅にあっては、1戸当たり110平方メートル以上でなければならない。）

■ 建築物の用途、位置、形態及び意匠に関する基準

第8条 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- （1）1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅
- （2）令第130条の3各号に定める兼用住宅
- （3）診療所（獣医院を除く。）
- （4）巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物
- （5）集会所
- （6）前各号の建築物に附属するもの

2 建築物の外壁仕上面の後退距離は、道路境界面から1.2メートル以上とし、隣地境界線から0.8メートル以上とする。ただし、物置で、軒の高さが2.3メートル以下、かつ床面積の合計が5平方メートル以下であるものについては、この限りでない。

3 屋根及び外壁の形式、使用する材料、色の取り扱いは、次表に定める基準による。ただし、附属建築物については色に関してのみこの基準を適用する。

	屋根	外壁
形式	切妻、寄棟、入母屋、方形	大壁、真壁
材料	瓦、銅版、不燃のアスファルトシングル、スレート等	リシン搔落し、色モルタル搔落し、タイル、吹付タイル、スタッコ、サイディングボード等
色	黒色系統、グレー系統、茶系統	じゅらく系統、グレー系統、ベージュ系統、クリーム系統、茶系統、白系統、黒色系統

■ 広告物に関する基準

第9条 敷地内に看板等の広告物を設置又は掲示してはならない。ただし、屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例に適合するもので、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- （1）協定区域内における宅地、住宅等の販売に供するもの
- （2）土地の所有者等の自己の用に供するもので、1敷地につき看板等の表示面積の合計が1平方メートル以下のもの

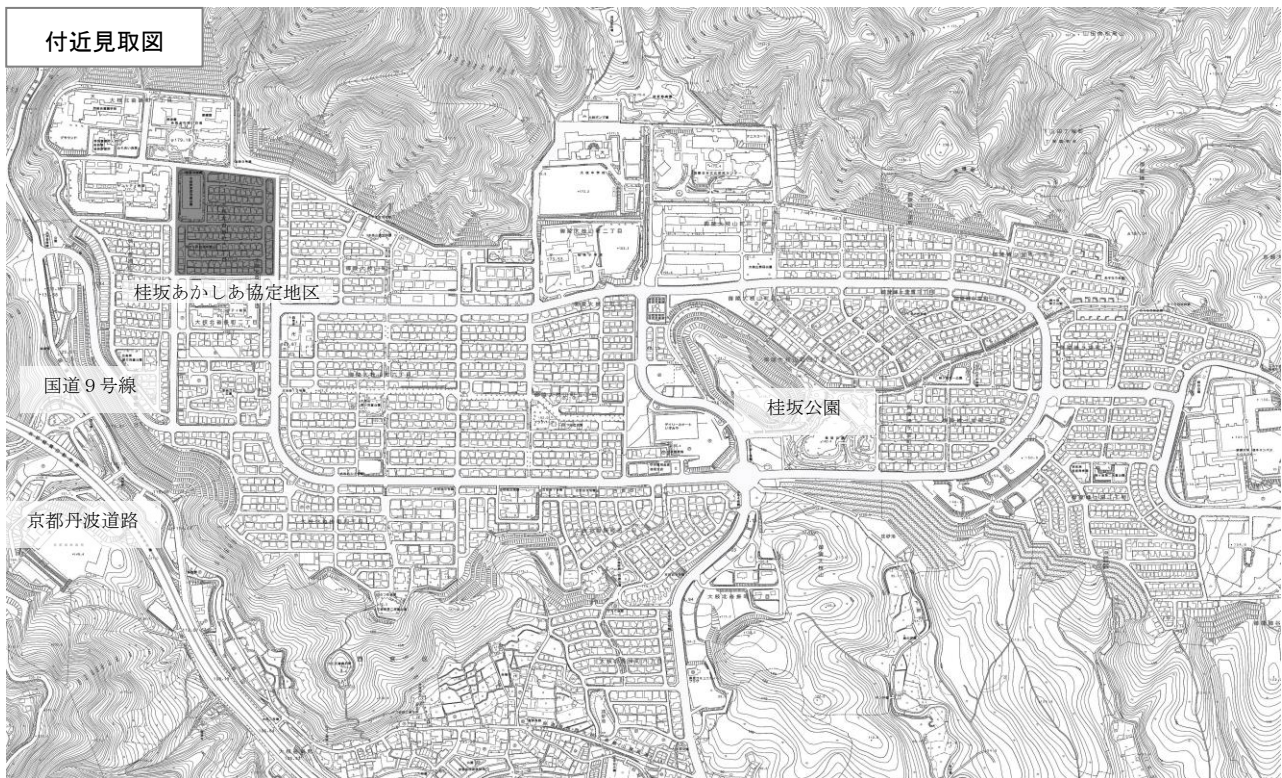
■ 公共施設等

第10条 巡查派出所・公衆電話所その他令第130条の4に定める公益上必要な建築物，及び工作物については，第7条，第8条（第1項を除く。），第9条に定める規定は適用しない。

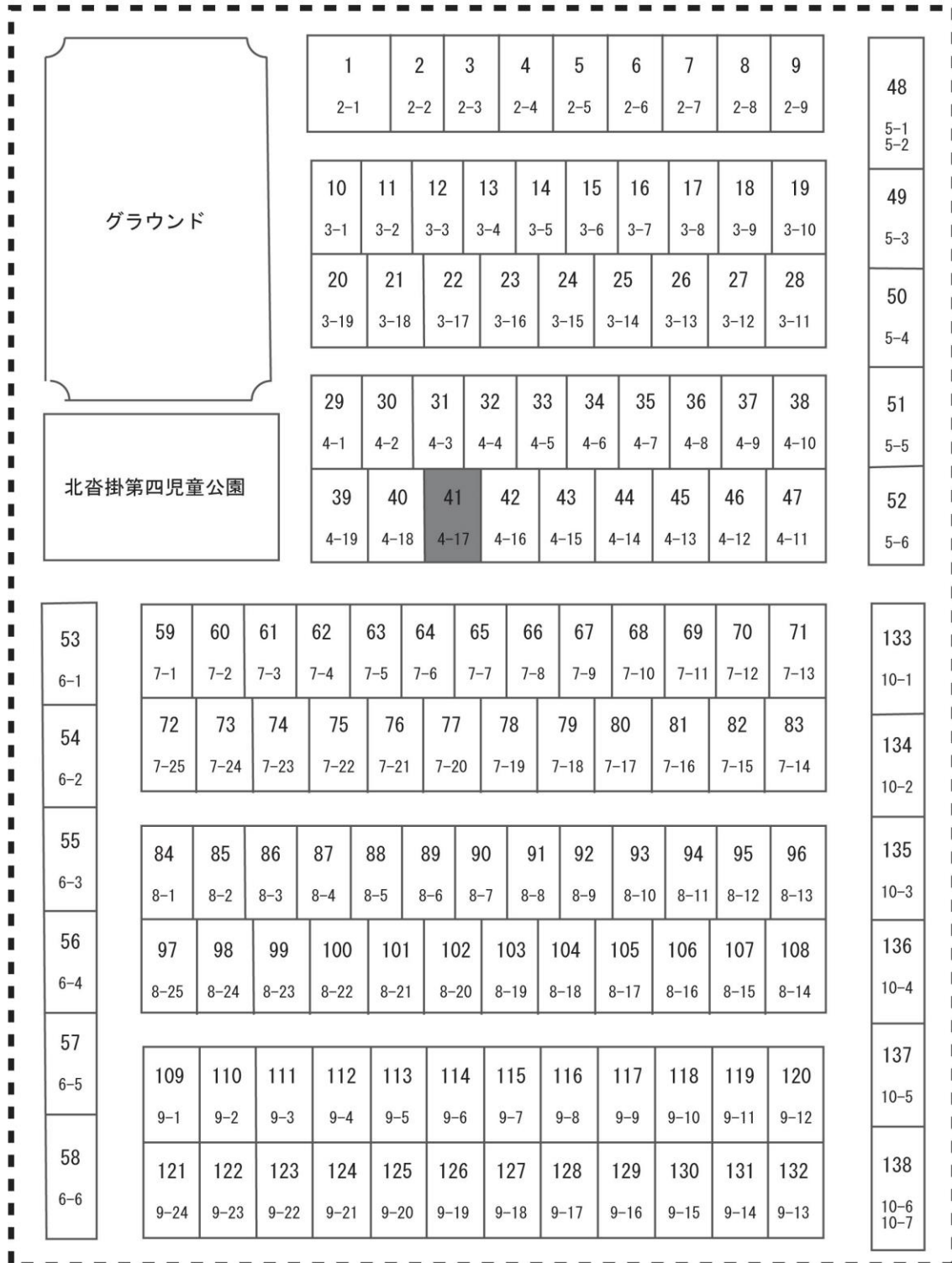
■ 土地の所有者等の責務

第11条 協定区域内の土地の所有者等は，建築物の外観を周辺の風致と著しく不調和とならないように努めなければならない。

2 協定区域内の土地の所有者等は，この協定に定める事項に関する工事又は行為を行う場合は，別に定める「桂坂あかしあ地区建築協定届出書」をあらかじめ委員会（第15条に定める委員会をいう。以下同じ。）に提出し，承認を受けなければならない。



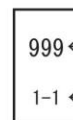
京都市西京区桂坂あかしあ地区建築協定区域図



建築協定区域



建築協定区域隣接地



999 ← 区画番号

1-1 ← 登録上の番地

(すべて大枝北沓掛町二丁目)